

憲法・放送法を理解しない高市大臣の 発言に抗議し、辞任を求めます

高市早苗総務大臣は2月9日の衆議院予算委員会で、民主党の玉木雄一郎議員の「憲法9条改正に反対する内容を相当時間にわたって放送した場合、電波停止になる可能性はあるのか」という問いに対し、放送法第4条の「政治的に公平であること」を理由に「将来にわたってまで、法律に規定されている罰則規定を一切適用しないということまでは担保できない」と発言し、放送事業者に対して電波停止を命じる可能性に触れました。

しかし、高市大臣は、「政治的公平」という言葉の意味を、はき違えていると言うほかありません。そもそも、放送法は、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保する」（第一条二号）ことが目的の法律であり、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」（第三条）と明記しています。そして、第4条に言うところの「政治的に公平であること」とは、本来、憲法第21条の「表現の自由」を守るために、報道機関への権力の介入を防ぐための規定であり、そして放送事業者自身が努力目標として目指すべき「倫理規定」なのです。放送法第4条を理由に権力が放送へ介入しようとするなど、放送法を理解しておらず、それどころか憲法すら理解できていない発言と言わざるを得ません。

高市大臣の発言は明らかに憲法違反、放送法違反であり、厳重に抗議します。このような発言は大臣失格であり、ただちに辞任すべきです。また、高市大臣を任命した安倍内閣総理大臣に、その反省を厳しく求めます。

これまでも、安倍政権は、自民党が選挙報道での「公平中立、公正の確保」を求める圧力文書をNHKと東京民放テレビ5局に送付したり（2014年11月20日）、あるいは、NHKとテレビ朝日の幹部を呼び出して事情聴取したり（2015年4月17日）して、報道機関への露骨な権力介入を行っており、今回の高市発言も、その一環であり、憲法第21条の「表現の自由」を脅かし、民主主義をないがしろにする暴言です。安倍政権は、権力を背景に報道機関に圧力を加え、ジャーナリズムを萎縮させる行為をただちにやめ、憲法と放送法を誠実に遵守することを求めます。また、報道機関も権力に屈することなく、また懐柔されることもなく、権力に毅然と対峙し、ジャーナリズムの本分である「権力の監視者」としての役割を果たすことを強く求めます。

2016年2月19日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝